

公 示

次のとおり、公募します。

令和6年3月1日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 村上 竹弘

1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で2(1)～(13)に掲げるいずれかの業務に係る健康診断（複数の事業に公募することは可。）
- (2) 事業の趣旨
がんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) クロム酸等業務関係
- (4) 砒素業務関係
- (5) コールタール業務関係
- (6) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
- (7) ベリリウム業務関係
- (8) ベンゾトリクロリド業務関係
- (9) 塩化ビニル業務関係
- (10) 石綿業務関係
- (11) 1,2-ジクロロプロパン業務関係
- (12) オルトートルイジン業務関係
- (13) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン業務関係

3 委託事業の実施期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと（直近2年間の労働保険料の未納がないこと）。

5 特殊な技術等の条件

北海道内に所在する医療機関で次の選定基準等を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。

なお、石綿業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。

- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、一部設備が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であって、当該業務委託契約等において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えば(イ)のaのエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

(ア) ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置
- e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(イ) 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- c 動脈血ガス分析装置
- d 顕微鏡及び細菌培養装置
- e 標本染色用器具

(ウ) クロム酸等業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(エ) 砒素業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- b 標本染色用器具
- c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

- d 原子吸光分光光度計
- (オ) コールタール業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (カ) ビス(クロロメチル)エーテル業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (キ) ベリリウム業務関係
 - a 遠心機
 - b ダグラス・バッグ、ガスマーター、呼吸計(スパイロメーター等)、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
 - c エックス線直接撮影装置
 - d 心電計
 - e 原子吸光分光光度計
 - f パッチテスト用具一式
- (ク) ベンゾトリクロリド業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
 - e 血球数計算盤又は自動血球計数器
- (ケ) 塩化ビニル業務関係
 - a 顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - d 光電分光光度計
 - e シンチグラフィ撮影装置一式
 - f 血管造影器具
- (コ) 石綿業務関係
 - a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (カ) 1,2-ジクロロプロパン業務関係
 - a 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
- (シ) オルトートルイジン業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
- (ス) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン業務関係
 - a 遠心機及び顕微鏡

- b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
- (4) (公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

なお、別途北海道労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要になること。

6 応募（意思表示）

この応募内容等の条件を満たしているもので参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

- (1) 期 限 令和6年3月15日(金) 17時まで
- (2) 応募先 北海道労働局労働基準部健康課 担当 小田桐
- (3) 応募方法 応募先へ「健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳に対する健康診断事業に係る公募内容等条件を満たす旨の意思表示について」（別紙1）、労働保険料の申告書等並びに納付書の写し及び「暴力団排除の推進に基づく誓約書」（別紙2）を提出し選定基準等の確認を受ける文書を持参することとし、郵送とする場合は書留とすること。
電子ファイル及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 応募書類 応募先（電話011-709-2311：内線3563）において交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、北海道労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとする。

ただし、契約条件に合意しない場合には、委託契約の締結はできないこと。

(2) 委託費の支払い

委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用の請求を行い、北海道労働局が審査確定した費用を支払う精算払いとなること。健康診断費の単価等については別途定めること。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託することはできないこと。
- (2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。）する場合には、北海道労働局の承認を受けるものとする。
- (3) 委託契約の一部を再委託するときは、本業務の契約を遵守するために必要な事項について本業務の契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- (4) 再委託の相手方がさらに第三者に委託を行う場合には、履行体制図を提出しなければならない。

9 その他

- (1) 委託手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い
ア 提出された書類は返却しないこと。
イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しないこと。
ウ 作成及び提出にかかる費用はすべて応募者の負担とすること。
- (4) 本公示に示した参加資格を満たさない者の意思表示等は無効とする。また、前記
6(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとな
ったときは、当該者の意思表示を無効とする。

【本件担当 連絡先】

住所：060-8566

北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第一合同庁舎9階

担当：要求部局 北海道労働局労働基準部健康課 小田桐

電話：011-709-2311（内線3563）

(別紙1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 村上 竹弘 殿

所在地
名 称
代表者名

印

健康管理手帳所持者に係る健康診断事業に係る公募内容等の条件の満たす旨の意思表示について

当〇〇は、貴局が公募する健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳に係る健康診断のうち、〇〇〇業務に従事していた者に対する健康診断事業に応募したいので、その旨を表示します。

なお、当団体は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当〇〇は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当〇〇は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当〇〇は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 その他

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等（例：医師の医師免許証・認定証・研修終了証等の写し、臨床検査技師免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書（写しで可）・写真等）添付

(担当者)

氏名

TEL

(別紙1)

○ 予算決算及び会計令 (抜粋)
(昭和22年4月30日勅令第165号)

(一般競争入札に参加させることができない者)

第70条 契約担当者は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に対するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争入札に参加させることができる者)

第71条 契約担当者等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(別紙2)

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者役職氏名